独立役員届出書

<u>1.基本情報</u>

会社名	株式会社キッツ コード 649						
提出日		2024/3/	024/3/28				
独立役員届出 提出理由		2024年3月28日に開催予 議されるため。	定の定時株主総会によ	らいて、	社外取締役の	選任議案が付	
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/	独立役員	<u> </u>							異動内容	本人の						
留写	八石	社外監査役	州山 (以)	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	- 1	該当なし	共助门台	本人の 同意
1	天羽 稔	社外取締役	0													0		有
2	藤原 裕	社外取締役	0													0		有
3	菊間 千乃	社外取締役	0													0		有
4	作野 周平	社外取締役	0													0	新任	有
5	小林 彩子	社外取締役	0													0	新任	有
6	前田東一	社外取締役	0													0	新任	有
7	鈴木 康信	社外取締役	0													0	新任	有

2 独立役員の居性、選任田山の説明

<u>3.</u>	<u>独立役員の属性・選任理由の説明</u>	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		天羽稔氏は、デュポン株式会社の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営、グローバルな事業展開及び技術開発等に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員独立性判断基準及び当社が定める社外取締役独立性判断基準を満たしており、独立役員に指定しています。
2		藤原裕氏は、金融機関の海外支店責任者のほか、オムロン株式会社の財務・R・グループ戦略担当執行役員として活躍され、グローバルな観点からの経営管理、財務戦略及びガバナンス等に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員独立性判断基準及び当社が定める社外取締役独立性判断基準を満たしており、独立役員に指定しています。
3		菊間干乃氏は、弁護士法人の代表弁護士(社員弁護士)として活躍され、各種訴訟などの紛争解決、労働、コンプライアンス、リスクマネジメント、ガバナンスなどの企業法務及びその他専門分野に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員独立性判断基準及び当社が定める社外取締役独立性判断基準を満たしており、独立役員に指定しています。
4		作野周平氏は、横河電機株式会社の経営管理担当執行役員及び監査役として長年にわたり活躍され、財務会計、内部統制、リスクマネジメント及び内部監査体制の構築等に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員独立性判断基準及び当社が定める社外取締役独立性判断基準を満たしており、独立役員に指定しています。
5		小林彩子氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、各種訴訟などの紛争解決、コンプライアンス、リスクマネジメント及びガバナンス等の企業法務に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員独立性判断基準及び当社が定める社外取締役独立性判断基準を満たしており、独立役員に指定しています。
6		前田東一氏は、株式会社荏原製作所の経営者として長年にわたり活躍され、企業経営、グローバルな事業展開及び技術開発等に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員独立性判断基準及び当社が定める社外取締役独立性判断基準を満たしており、独立役員に指定しています。

7		鈴木康信氏は、三菱マテリアル株式会社取締役、執行役として長年にわたり活躍され、企業経営及びグローバルな営業展開等に関する高度で幅広い見識を有しております。当社は、同氏がそれらの知見を活かした客観的かつ公正な立場からの監督と的確な助言を行う役割を果たすことができると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員独立性判断基準及び当社が定める社外取締役独立性判断基準を満たしており、独立役員に指定しています。
---	--	---

4. 補足説明

当社は、2024年3月28日開催予定の第110回定時株主総会終結のときをもって指名委員会等設置会社へ移行します。これに伴い、同日開催予定の取締役会において、以下の通り、社外役員取締役独立性判断基準の改定を行います。なお、この基準改定の目的は、指名委員会等設置会社に対応する事項に関する事項の改正を行うものです。

【社外取締役独立性判断基準】

- 当社は、社外取締役の候補者が会社法で定める社外性の要件を充足し、かつ下記①ないし⑫のいずれにも該当しない場合に「独立性」があると判断いたします。
- ① 当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という)の業務執行者(注1)または過去10年間(注2)において当社グループの業務執行者であった者 (注1)「業務執行者よりは、合社法施行規則第2条第3項第6号に担定する業務執行者であって、業務執行取締役、執行役その他の使用人のほか、執行役員、執行理事
 - (注1)「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者であって、業務執行取締役、執行役その他の使用人のほか、執行役員、執行理事、 顧問、相談役その他役員に準ずる地位にある者を含む。
 - (注2) 「過去10年間」とは、社外取締役への就任前10年間をいう。但し、当該過去10年内のいずれかのときにおいて、当社グループの非業務執行取締役または監査役であったことがある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間を意味する。
- ② 当社グループを主要な取引先とする者(注3)またはその業務執行者
 - (注3) 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額(当社 グループがその者に支払う額)がその者の年間連結総売上高の2%以上の額となる者をいう。
- ③ 当社グループの主要な取引先(注4)またはその業務執行者
 - (注4) 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額(その者が当社グループ に支払う額)が当社グループの年間連結総売上高の2%以上の額となる者をいう。
- ④ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関(注5)またはその業務執行者
 - (注5) 「主要な金融機関」とは、直近事業年度末における当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している金融機関またはその親会社もしくは 子会社をいう。
- ⑤ 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産(注6)を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士もしくは税理士等の会計専門家または コンサルタントである者(但し、当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事その他の業務執行者である者) (注6)「多額の金銭その他の財産」とは、当該財産を得ている者が個人の場合は直近事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益、法人・組合等の団体である場合は過去3事業年度の平均で当該団体の連結総売上高または総収入額の2%以上の額の金銭その他の財産上の利益をいう。
- ⑥ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループから多額の寄付または助成(注7)を受けている者(但し、当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の 理事その他の業務執行者である者)
 - (注7)「多額の寄付または助成」とは、直近事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産の寄付または助成をいう。
- ⑧ 当社の主要株主(注8)または当該株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
 - (注8) 「当社の主要株主」とは、直接保有・間接保有を問わず、直近の事業年度末において議決権保有割合5%以上を保有する株主をいう。
- ⑨ 当社グループが大口出資者(注9)となっている者またはその業務執行者
 - (注9) 「大口出資者」とは、当社グループが直近の事業年度末において相手方の議決権の5%以上の出資をしている者をいう。
- ⑩ 当社グループから取締役(常勤・非常勤)を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において、上記②乃至⑩に該当していた者
- ⑩ 以下のいずれかに該当する者(但し、重要な地位にある者(注10)に限る)の近親者(注11)
- (1) 現在、当社グループの業務執行者または非業務執行取締役である者
- (2) 過去3年間において当社グループの業務執行者であった者
- (3)上記②乃至⑪に該当する者
 - (注10) 「重要な地位にある者」とは、取締役、執行役員、執行理事、顧問、相談役その他役員に準ずる地位にある者または部長相当職以上の上級管理職にある使用人をいう。 但し、(3)においては社外取締役を除く。
 - (注11) 「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。

以上

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~ I のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。